

安城市男女共同参画推進条例のしくみ

基本理念

(第3条)

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度や慣行への配慮
3. 方針の立案・決定の場への参画機会の確保
4. 家庭生活とその他の社会生活との両立

役割

(第4～7条)

市

市民

事業者

教育に
携わる者

性別による権利
侵害の禁止

(第8条)

公衆に表示する
情報への配慮

(第9条)

男女共同参画の推進に関する基本的施策

(第10～15条)

- ・ 基本計画の策定
- ・ 調査研究
- ・ 積極的改善措置
- ・ 施策の策定に当たっての配慮
- ・ 広報及び支援
- ・ 実施状況の公表

市が実施する施策に対する申出 (第16条)

男女共同参画を阻害する事項に係る相談 (第17条)

調査審議

男女共同参画審議会

(第18条)

男女共同参画社会の実現